

水質汚濁の規制及び届出の概要（地下水汚染未然防止編）

水質汚濁防止法では、平成元年以降、有害物質を使用する特定事業場において、有害物質の地下浸透を禁止しています。しかしながら、その後も地下水汚染の事例が継続的に確認されていることを踏まえ、平成23年に水質汚濁防止法の一部が改正され、平成24年6月1日に施行されました。

この改正は、有害物質を取り扱う施設や作業における漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し、地下水の汚染を未然に防ぐことを目的としています。これにより、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検及び結果の記録・保存の義務が課されました。

【法改正の概要】

1 対象事業者

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者、又は設置しようとする者は、施設の構造等について、市長に届け出る必要があります。

これまで水質汚濁防止法は、川や海などの公共用水域に汚水等を排出している方が対象でしたが、今回の改正により、下水道に汚水等を全量排出している方も届出の対象になりました。

（罰則）

届出をせず、又は虚偽の届出をした方は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

2 構造等に関する基準遵守義務等

有害物質を使用・貯蔵する施設等に、構造等に関する基準が創設されました。また、市長は当該施設が基準を守れていないと認めるときは、必要に応じて命令を行うことができます。

（罰則）

命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

3 定期点検の義務の創設

有害物質を使用・貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期に点検し、その結果を3年間保存する必要があります。

（罰則）

点検・記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった方は、30万円以下の罰金に処せられます。

次の施設を新たに設置する場合、すでに設置されている場合は届出が必要ですよ!!

下水道法の届出をしている場合でも、新たに水質汚濁防止法の届出が必要となります。なお、すでに水質汚濁防止法の届出がされている場合は、新たに届け出る必要はありません。

有害物質使用特定施設

- 水質汚濁防止法に定める特定施設において、

有害物質を製造、使用又は処理をしている。

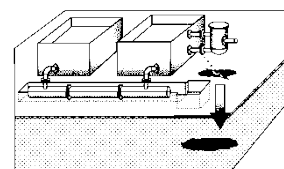
「特定施設」とは、例えば、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めっき施設、洗たく業の用に供する洗浄施設等があります。詳細は、水質汚濁防止法施行令第1条に基づく別表第1をご覧ください。

「有害物質」とは、「有害物質一覧」表中に定める28物質です。

「製造」とは、特定施設において、有害物質を製品として製造することをいいます。

「使用」とは、特定施設において、有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用することをいいます。

「処理」とは、特定施設において、有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去することをいいます。

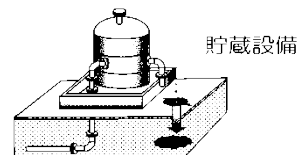


有害物質貯蔵指定施設

- 有害物質を含む液状の物を貯蔵する施設がある。

「液状の物」とは、通常の状態では液体のものをいい、例えば、漏れ出た時に揮発するような物質は対象外です。

「貯蔵」とは、有害物質を貯蔵することを目的としている場合をいい、例えば、ガソリンタンクのように不純物としてベンゼンが入っていても、ベンゼンを貯蔵する目的とされていないので対象となりません。一方、カドミウムを含む廃液の場合には、カドミウムを除去するために貯蔵する目的で設置されている施設については、カドミウムの濃度が微量でも対象となります。



届出が必要か判断に迷う場合は、該当区を所管する公害対策担当までご相談ください。

前頁の施設を設置する場合は構造等に関する基準と定期点検の義務が生じます! ※構造基準と定期点検一覧表をご覧ください。

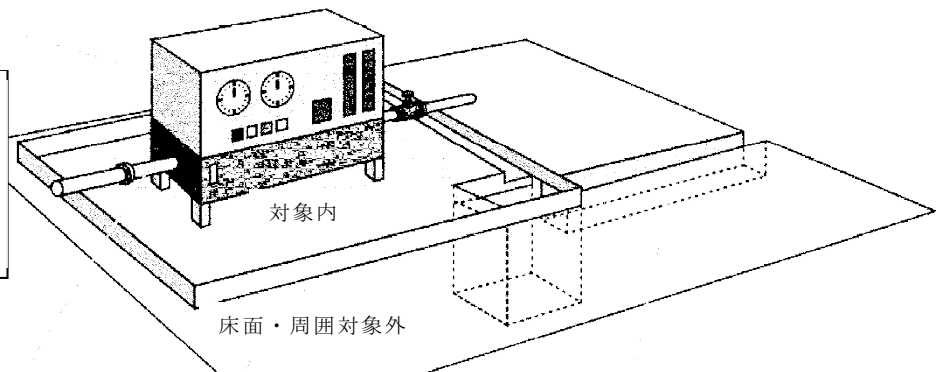
構造等に関する基準の適用を受ける範囲

当該施設の本体の他、付帯する配管等、排水溝等や、施設の周囲の床面、防液堤等が含まれます。

施設本体
・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体

施設の周囲（ハッチ内）
・対策の求められる範囲
施設の下部に加え、当該施設の稼働及び関連する作業によって有害物質が飛散や漏えいした際に地上部に影響が及ぶことが想定される範囲
※逆に、事業場全体として、地下浸透、流出防止の対応を図ることも検討可能

床面
・コンクリートやタイル等浸透防止材料による構造
・VOC や酸性・アルカリ性溶液等床面の腐食のおそれがある場合は耐性・不透透性のある材料で被覆



配管等
・施設に付帯する設備
・配管、継手類、バルブ類、フランジ類、ポンプ設備

防液堤等
・防液堤の他、側溝やためます、受け皿等、想定流出量分の流出を防止できる構造であれば良い
・ポンプ設備や吸収マットの活用も検討可能

排水溝等
・排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水系統設備

定期点検の方法等

施設の点検は、目視等により、施設の設置場所の床面及び周囲、施設本体、それに付帯する配管等及び排水溝等や地下貯蔵施設について、構造等に関する基準に応じた項目・頻度で行い、その結果等を記録し、3年間保存する必要があります。

また、点検を行ったときは、次の事項を記録します。

- ①点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
- ②点検年月日
- ③点検の方法及び結果
- ④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ⑤点検に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときはその内容

※ 構造等に関する基準が下表のように定められています。

施設の別	適用される基準
新設の施設	A 基準が適用される
既設の施設	B 基準が適用される ※構造等に関する基準が適合していれば、A 基準が適用可能。

【有害物質一覧】

1	カドミウム及びその化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトシ、EPN)	17	1,1,2-トリクロロエタン
4	鉛及び化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
5	六価クロム化合物	19	チウラム
6	砒素及びその化合物	20	シマジン
7	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	21	チオベンカルブ
8	ポリ塩化ビフェニル	22	ベンゼン
9	トリクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	ジクロロメタン	25	ふっ素及びその化合物
12	四塩化炭素	26	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13	1,2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1,1-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサン

特定施設一覧

<p>1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設</p> <p>1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加=昭47政令346] イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)</p> <p>2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設</p> <p>3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設</p> <p>4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設</p> <p>5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設</p> <p>6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設</p> <p>7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設</p> <p>8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう</p> <p>9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機</p> <p>10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸留施設</p> <p>11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設</p> <p>12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設</p> <p>13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設</p> <p>14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設</p> <p>15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設</p> <p>16 麺類製造業の用に供する湯煮施設</p> <p>17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設</p> <p>18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設</p> <p>18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加=昭56政令327] イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設</p> <p>18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加=昭56政令327] イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設</p>	<p>19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加=昭49政令363] イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設</p> <p>20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設</p> <p>21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設</p> <p>21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式シーカー [追加=昭56政令327]</p> <p>21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 [追加=昭56政令327]</p> <p>21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加=昭56政令327] イ 湿式シーカー ロ 接着機洗浄施設</p> <p>22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式シーカー ロ 薬液浸透施設</p> <p>23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式シーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解液濃縮施設 へ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設</p> <p>23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加=昭56政令327] イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光製版印刷現像洗浄施設</p> <p>24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設</p> <p>25 削除(平29.8.16)</p> <p>26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設</p> <p>27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 へ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設</p> <p>28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 へ クロロブレンモノマー洗浄施設</p> <p>29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設</p> <p>30 発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設</p>	<p>31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設</p> <p>32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設</p> <p>33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設</p> <p>34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器</p> <p>35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設</p> <p>36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設</p> <p>37 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいひ、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 へ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設</p> <p>38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設</p> <p>38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1・4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。) [追加=平24政令147]</p> <p>39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設</p> <p>40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p> <p>41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設</p> <p>42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設</p> <p>43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設</p> <p>44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設</p> <p>45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設</p> <p>46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設</p>
---	--	--

<p>47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設</p> <p>48 火薬製造業の用に供する洗浄施設</p> <p>49 農薬製造業の用に供する混合施設</p> <p>50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設</p> <p>51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設</p> <p>51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 〔追加＝昭56政令327〕</p> <p>51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設 〔追加＝昭56政令327〕</p> <p>52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設</p> <p>53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設</p> <p>54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）</p> <p>55 生コンクリート製造業の用に供するバスチャープラント</p> <p>56 有機質砂かま材製造業の用に供する混合施設</p> <p>57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設</p> <p>58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設</p> <p>59 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設</p> <p>60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設</p> <p>61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設</p> <p>62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設</p> <p>63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設</p> <p>63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 〔追加＝昭56政令327〕</p> <p>63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 〔追加＝平13政令201〕</p> <p>64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）</p> <p>64の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 〔追加＝昭51政令122〕</p> <p>イ 沈でん施設 ロ ろ過施設</p> <p>65 酸又はアルカリによる表面処理施設</p> <p>66 電気めっき施設</p> <p>66の2 エチレンオキサイド又は1・4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。） 〔追加＝平24政令147〕</p>	<p>66の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの 〔追加＝昭49政令363〕</p> <p>イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設</p> <p>66の4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 〔追加＝昭63政令252〕</p> <p>66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 〔追加＝昭63政令252〕</p> <p>66の6 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 〔追加＝昭63政令252〕</p> <p>66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 〔追加＝昭63政令252〕</p> <p>66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 〔追加＝昭63政令252〕</p> <p>67 洗濯業の用に供する洗浄施設</p> <p>68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設</p> <p>68の2 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの 〔追加＝昭54政令132〕</p> <p>イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設</p> <p>69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 〔改正＝平2政令15〕</p> <p>69の2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） 〔追加＝昭51政令122〕</p> <p>イ 卸売場 ロ 仲卸売場</p> <p>69の3 地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 〔追加＝昭57政令157〕</p> <p>イ 卸売場 ロ 仲卸売場</p> <p>70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）</p> <p>70の2 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） 〔追加＝昭56政令327〕</p> <p>71 自動式車両洗浄施設</p> <p>71の2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるこれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの 〔追加＝昭49政令363〕</p> <p>イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設</p> <p>71の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設 〔追加＝昭54政令132〕</p> <p>71の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの 〔追加＝昭56政令327〕</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの 〔改正＝平10政令173〕</p> <p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設 〔追加＝平10政令173〕</p> <p>71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） 〔追加＝平3政令240・改正＝平11政令120〕</p> <p>71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） 〔追加＝平3政令240・改正＝平11政令120〕</p> <p>72 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）</p> <p>73 下水道終末処理施設</p> <p>74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）</p>	<p>（参考）法施行規則 （科学技術に関する研究等を行う事業場）</p> <p>第1条の2 令別表第1第71号の2の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設
		<p>【参考】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 （昭和46年9月23日政令第300号） （産業廃棄物処理施設）</p> <p>第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの 2 略 3 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの 4 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 5 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） イ 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートルを超えるもの 7 略 8 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの <p>8の2 略</p> <p>9 略</p> <p>10 略</p> <p>11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p> <p>11の2 （以降略）</p>

構造基準と定期点検一覧表

対象	構造等に関する基準	定期点検の内容	点検回数	
床面及び周囲	イ、口のいずれにも適合すること。又はハに適合すること。 <input type="checkbox"/> イ 床面はコンクリートなどの不透性を有する材料による構造となっている。必要な場合は耐薬品性及び不透性を有する材質で被覆が施されている。 <input type="checkbox"/> ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」)が設置されている。 <input type="checkbox"/> ハ イ及び口と同等以上の効果を有する措置が講じられている。 ※ただし、漏えいを床の下から目視で容易に確認できる場合は上記の限りではない。	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無 ③同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	①1年に1回以上 ②1年に1回以上 ③項目に応じた点検頻度	
	イ又は口に適合すること。 <input type="checkbox"/> イ 施設本体が床面に接して設置され、かつ施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準に適合しない場合。 <input type="checkbox"/> ロ 施設本体が有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がA基準に適合しない場合。	次のいずれにも適合すること。 <input type="checkbox"/> ・施設本体以外の床面及びその周囲についてA基準を満たしている。 <input type="checkbox"/> ・施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること。 <input type="checkbox"/> ・施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準を満たしている。	①床面及び防液堤のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②施設本体のひび割れその他の異常の有無 ③施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上 ③1ヶ月に1回以上(ただし、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体から有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行うものとする。)
	C基準		床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1ヶ月に1回以上
施設本体	A基準 B基準 C基準		①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上
配管等(地上配管)	イ、ロのいずれかに適合すること。 <input type="checkbox"/> イ 次のいずれにも適合すること。 ・有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する。 ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものとする。 ・配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられている(ただし、腐食するおそれのない場合はこの限りではない)。 <input type="checkbox"/> ロ 有害物質の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されている。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上	
	B基準	<input type="checkbox"/> 有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されている。	①6ヶ月に1回以上 ②6ヶ月に1回以上	
	C基準			
配管等(地下配管)	イ、ロ、ハのいずれかに適合すること。 <input type="checkbox"/> イ 次のいずれにも適合すること。 ・トレンチの中に設置されている。 ・トレンチの底面及び側面は、コンクリートなどの不透性を有する材料とし、底面の表面には必要な場合は耐薬品性及び不透性を有する材質で被覆が施されている。 <input type="checkbox"/> ロ 次のいずれにも適合すること。 ・有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する。 ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものとする。 ・配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられている(ただし、腐食するおそれのない場合はこの限りではない)。 <input type="checkbox"/> ハ イ、口に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられている。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上 ③1年に1回以上	
	A基準		1年に1回以上(※1) (ただし、配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認または、これと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	
	B基準	<input type="checkbox"/> イ トレンチの中に設置されている。 <input type="checkbox"/> ロ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置されている。又は、その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている。 <input type="checkbox"/> ハ その他同等以上の効果を有する措置が講じられている。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①6ヶ月に1回以上 ②6ヶ月に1回以上 ③6ヶ月に1回以上
	B基準		配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1ヶ月に1回以上 (有害物質の濃度の測定により漏えいの点検をする場合は3ヶ月に1回以上)
	C基準		同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	項目に応じた点検頻度
C基準		配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認または、これと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上 (配管等の内部の気体の圧力又は水の水位変動の確認以外の方法で漏えいの有無の点検を行う場合は当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。)	

※1: 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法(昭和23年法律第186号)第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1ヶ月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては3ヶ月)に1回以上行う場合にあっては3年に1回以上。

対象	構造等に関する基準	定期点検の内容	点検回数	
排水溝等	イ、口のいずれかに適合すること	排水溝等のひび割れ、被覆の破損その他の異常の有無	1年に1回以上(※2)	
	<input type="checkbox"/> イ 次のいずれにも適合すること <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含む地下への浸透の防止に必要な強度を有する。 ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものとする。 ・排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は耐薬品性及び不透性を有する材質で被覆が施されている。 			
	<input type="checkbox"/> ロ 前項に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられている。	同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	項目に応じた点検頻度	
	イ、口のいずれかに適合すること	<input type="checkbox"/> イ 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適切に配置されている。その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられている。	①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	①6ヶ月に1回以上 ②1ヶ月に1回以上 (ただし、有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3ヶ月に1回以上)
	<input type="checkbox"/> ロ イと同等以上の効果を有する措置が講じられている。			
	C基準	/		①1ヶ月に1回以上。ただし、目視が困難な場合において、目視以外の方法による排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ適切な回数で行うこととする。
/		②1年に1回以上。ただし、排水溝等の内部の水の水位変動の確認以外の方法による排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。		
地下貯蔵施設	イ、口のいずれかに適合すること	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又は、これと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1年に1回以上(※3)	
	<input type="checkbox"/> イ 次のいずれにも適合すること <ul style="list-style-type: none"> ・タンク室内に設置されていること、二重構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質である。 ・地下貯蔵施設の外面は、腐食を防止するための措置が講じられている。ただし、腐食するおそれがない場合にあってはこの限りではない ・地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置が設置されている。その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられている。 			
	<input type="checkbox"/> ロ イに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	項目に応じた点検頻度	
	イ、ロ、ハのいずれかに適合すること	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	①地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又は、これと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 ②同等以上の効果を有する措置に応じた点検項目	1ヶ月に1回以上 (有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、3ヶ月に1回以上)
	<input type="checkbox"/> イ 次のいずれにも適合すること <ul style="list-style-type: none"> ・地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられている。 ・地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられている。 			
	<input type="checkbox"/> ロ 次のいずれにも適合すること <ul style="list-style-type: none"> ・地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置が設置されている。その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられている。 ・有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われている。 	<input type="checkbox"/> ハ その他同等以上の効果を有する措置が講じられている。	①1年に1回以上。ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする。	
<input type="checkbox"/> ハ その他同等以上の効果を有する措置が講じられている。	②項目に応じた点検頻度。			
C基準	/			
使用の方法	イ、口のいずれにも適合すること	①管理要領からの逸脱の有無 ②有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	①1年に1回以上 ②1年に1回以上	
	<input type="checkbox"/> イ 次のいずれにも適合すること <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質を含む水の入入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 ・有害物質を含む水の補給状況及び施設の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 ・有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 			
	<input type="checkbox"/> ロ イに掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること			
C基準	/		有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業について有害物質の飛散、浸透、流出の有無 1年に1回以上	

※2: 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1ヶ月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては3ヶ月)に1回以上行う場合にあっては排水溝等の点検は3年に1回以上。

※3: 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであって消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合又は地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられ、かつ、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1ヶ月(有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては3ヶ月)に1回以上行う場合にあっては3年に1回以上。

【届出について】

○工場や事業場が、有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）を設置したり、構造等を変更しようとする場合は、以下の届出が必要になります。

届出の種類	届出書（様式）	内 容	届出の期間
設置の届出	有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置(使用、変更)届出書（様式第1）	工場等に有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）を新たに設置しようとする場合	届出が受理されてから 60 日経過後でなければ設置できない。 (工事開始 60 日前)
使用の届出		施設が法律の改正等により新たに有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）になった際、既にその施設を工場等に設置している場合	当該施設が有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）となった日から 30 日以内
構造等の変更		添付する書類において、①～⑩に関して変更する場合	届出が受理されてから 60 日経過後でなければ構造等の変更ができない。 (工事開始 60 日前)

*添付する書類（届出の種類により異なります。）

- ①特定施設の構造（形式、構造、主要寸法、能力）、関連する主要機械、主要装置の配置、工事の着手・完成予定・使用開始の年月日等（別紙1）
- ②特定施設の使用の方法（別紙2）
- ③汚水等の処理の方法（別紙3）
- ④排出水の汚染状態及び量（別紙4）
- ⑤排出水の排水系統別の汚染状態及び量（別紙5）
- ⑥用水及び排水の系統（別紙6）
- ⑦有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造（別紙12）
- ⑧有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備（別紙13）
- ⑨有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法（別紙14）
- ⑩用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）（別紙15）
- ⑪その他
 - ・工場、事業場の概要、全体の配置図
 - ・特定施設の構造図、操業の系統図
 - ・汚水処理施設の構造図、処理の系統図、汚水等の集水及び導水の系統図、設計計算書等

届出の記入例が名古屋市公式ウェブサイトに掲載されていますので、ご覧ください。

(名古屋市 HP 水質関係)

<http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-4-2-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

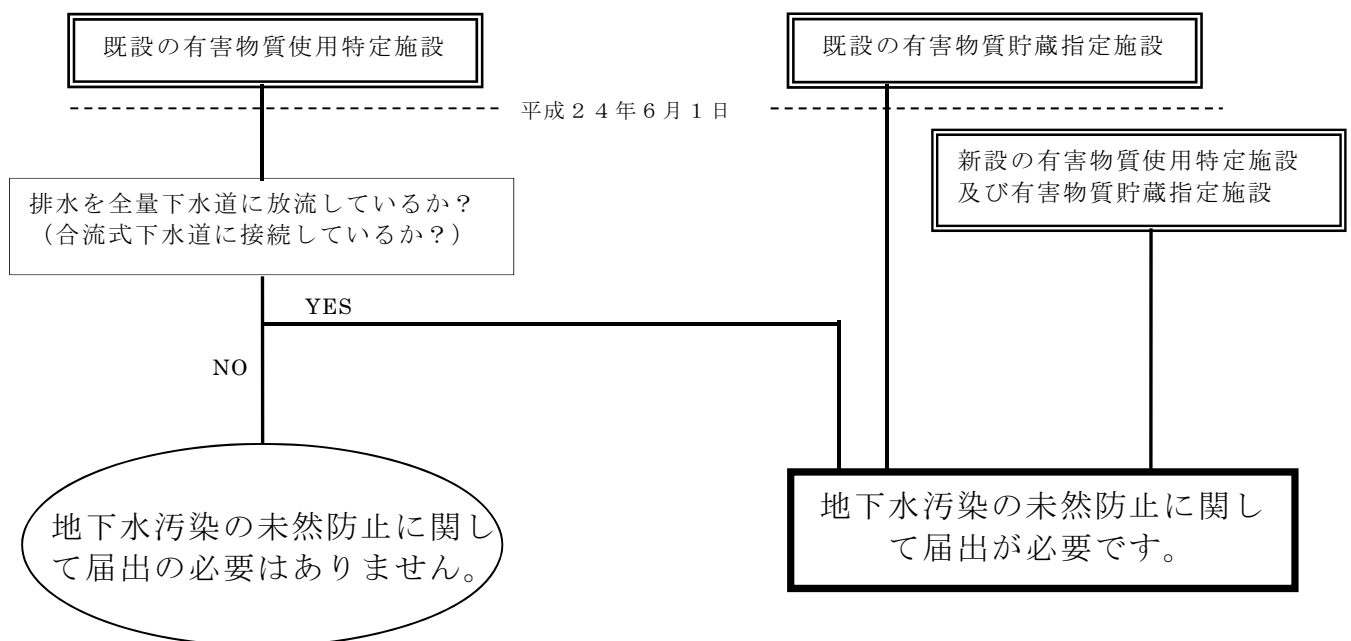
○特定施設の届出者の変更、廃止等には以下の届出が必要となります。

届出の種類	届出書（様式）	内 容	届出の期間
氏名等の変更	氏名等変更届出書 （共通様式）	工場等の名称又は所在地に変更があった場合。届出者の氏名、名称、住所又は法人にあつては代表者の氏名に変更があった場合。	変更があつた日から 30 日以内
廃止の届出	廃止届出書 （共通様式）	特定施設の使用を廃止する場合	廃止した日から 30 日以内
承継の届出	承継届出書 （共通様式）	届出者から、届出工場等に設置されている特定施設を譲り受け、又は借り受けた場合。届出者について相続又は合併があつた場合。	承継があつた日から 30 日以内

【既設の施設について】

平成 24 年 6 月 1 日より、有害物質貯蔵指定施設及び、排水の全量を下水道に放流（合流式下水道）している有害物質使用特定施設を有する事業場は、水質汚濁防止法第 6 条 1 項による届出が必要です。まだ届出をしていない事業場は早急に届け出てください。

なお、排水の全量及び一部（分流式下水道を含む）を公共用水域に排出している有害物質使用特定施設を有する事業場で、すでに水質汚濁防止法の届出を提出している事業場は、今回の改正で届出は必要ありません。



構造基準等について詳細にお知りになりたい方は、環境省 HP から「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」をダウンロードしてご覧ください。
(環境省 HP) <http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。

詳しくは環境局大気環境対策課（☎972-2674）までお問い合わせください。

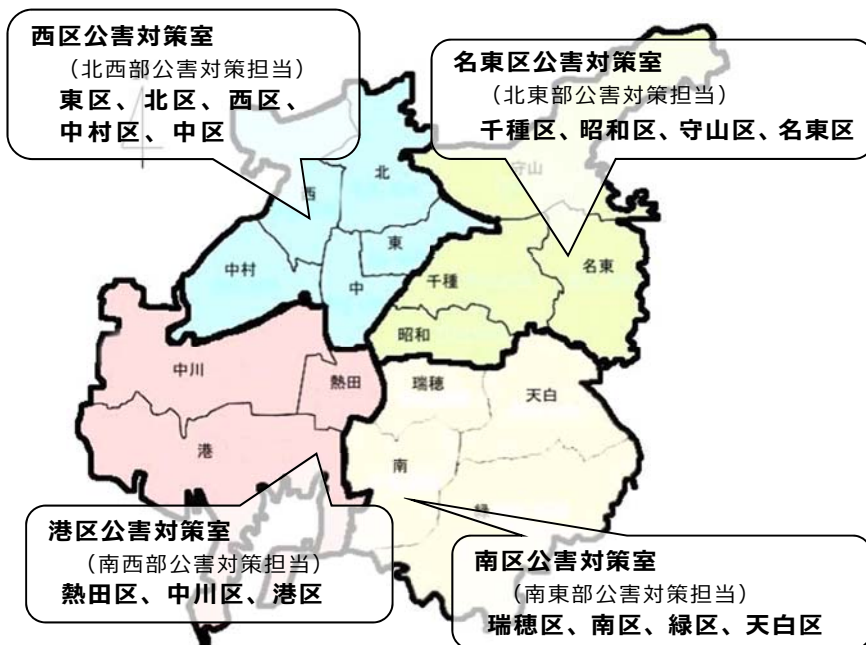
名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp>)

資金融資

サイト内検索

届出・ご相談・お問い合わせ先

○西区公害対策室（北西部公害対策担当） （担当区：東・北・西・中村・中）	西区花の木二丁目 18-1 （西区役所 5階）	☎ 5 2 3 - 4 6 1 3
○港区公害対策室（南西部公害対策担当） （担当区：熱田・中川・港）	港区港栄二丁目 2-1 （港保健センター 3階）	☎ 6 5 1 - 6 4 9 3
○南区公害対策室（南東部公害対策担当） （担当区：瑞穂・南・緑・天白）	南区前浜通 3-10 （南区役所 2階）	☎ 8 2 3 - 9 4 2 2
○名東区公害対策室（北東部公害対策担当） （担当区：千種・昭和・守山・名東）	名東区上社二丁目 50 （名東区役所 1階）	☎ 7 7 8 - 3 1 0 8



届出書は名古屋市ホームページからダウンロードできます。

名古屋市公式ウェブサイト
(<http://www.city.nagoya.jp/index.html>)

↓
電子申請書等
「申請書等ダウンロード」
↓
環境保全・廃棄物
↓
環境保全に関する法律・条例等の
届出書・申請書（総目次）
↓
「水質関係」
または

環境保全

目次

サイト内検索

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

☎ 052-972-2675（直通）
Fax 052-972-4155

（令和2年4月）